

横浜市小児訪問看護備品整備補助金交付要綱

制 定 平成 30 年 11 月 5 日 医 が 第 735 号 (局長決裁)

最近改正 令和 5 年 3 月 15 日 医 が 第 939 号 (局長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、訪問看護ステーションが行う小児訪問看護に係る備品の整備に対し、予算の範囲内で補助することにより、小児在宅医療の提供体制の充実を図ることを目的とする。

2 本補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 小児訪問看護

疾病又は負傷により継続して療養を受ける状態にある 20 歳未満の者に対し、その者の居室において看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助

(2) 訪問看護ステーション

市長から介護保険法（平成 9 年法第 123 号）第 41 条第 1 項に規定する指定者居宅サービス事業者指定され、訪問看護を実施する事業所

(補助事業者の範囲)

第 3 条 この要綱における補助事業者は、小児訪問看護を行う訪問看護ステーションとする。

(対象経費及び補助金額)

第 4 条 この要綱において補助の対象となる経費は、専ら小児または新生児に使用する次の各号に定める備品（以下「補助対象備品」という。）の購入に要する経費とする。ただし、使い捨てのものは補助の対象とはしない。

(1) パルスオキシメーター

(2) パルスオキシメータープローブ

(3) 血圧計

(4) 聴診器

2 補助金額は、前項に規定する経費から国内消費税及び地方消費税相当額を除いた額の 2 分の 1 の額と 10 万円を比較して低い額とする。ただし、補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第 5 条 補助金規則第 5 条第 1 項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期日は、補助

対象備品の購入費を支払った日の翌日から起算して3か月以内とする。

2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、横浜市小児訪問看護備品整備補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）を用いなければならない。

3 補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、次の各号に掲げる書類とする。

（1）補助対象備品の詳細がわかる書類

（2）補助対象備品の代金の支払いを証する書類

（3）小児訪問看護を実施していることが確認できる書類

4 補助金規則第5条第3項の規定により市長が補助金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、同規則第5条第2項第1号から第4号に規定する書類とする。

（交付決定通知）

第6条 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、横浜市小児訪問看護備品整備補助金不交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

2 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知は、横浜市小児訪問看護備品整備補助金交付決定通知書兼確定通知書（第3号様式）により行うものとする。

（申請の取下げの期日）

第7条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が交付決定通知書の交付を受けてから10日後の日とする。

（実績報告）

第8条 補助金規則第14条第1項の規定による補助事業等が完了したときの市長への報告は、横浜市小児訪問看護備品整備補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）を用いなければならない。

（補助金額の確定通知）

第9条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市小児訪問看護備品整備補助金交付決定通知書兼確定通知書（第3号様式）により行うものとする。

（補助金交付の請求）

第10条 補助金規則第18条の規定により補助事業者が市長に提出する交付請求書は、横浜市小児訪問看護備品整備補助金交付請求書（第4号様式）とする。

（電子メールによる書類の提出）

第11条 補助事業者は、提出書類について、押印がある場合を除き書面での提出に代えて電子メールで提出することができる。

（財産の処分の制限）

第12条 補助金規則第25条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に掲げる財産ごとに、当該各号に掲げる期間とする。

(関係書類の保存期間)

第13条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、前条に定める期間とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、医療局長が定める。

附 則

この要綱は平成30年11月5日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年7月1日から施行する。

ただし、令和4年4月1日以降で施行日前に補助対象備品の購入費を支払ったものについては、施行日から起算して3か月以内を交付申請書の提出期限とする。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条第2項）
（第8条）

年 月 日

横浜市 長

申請者住所
法人名
代表者職・氏名

横浜市小児訪問看護備品整備補助金交付申請書兼実績報告書

小児訪問看護備品整備補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日 横浜市規則第139号）及び横浜市小児訪問看護備品整備補助金交付要綱を遵守します。

1 補助申請金額

_____円

※補助申請額は、経費（税抜）の合計の2分の1の額と10万円を比較して、低い額を記載してください。（千円未満端数切捨て）

（内訳兼実績報告）

支払日： 年 月 日

	台数	単価	経費（税抜）
パルスオキシメーター			
パルスオキシメータープローブ			
血圧計			
聴診器			
合計			
経費（税抜）の合計の2分の1の額			

2 訪問看護ステーション

(1) 所在地

(2) 名称

3 添付書類

(1) 補助対象備品の詳細がわかる書類（パンフレットの写し等）

(2) 補助対象備品の代金の支払いを証する書類（領収書の写し）

(3) 小児訪問看護を実施していることが確認できる書類（パンフレット、ホームページの写し等）

所属

担当者名

電話番号

第2号様式（第6条第1項）

第 号

年 月 日

様

横 浜 市 長

印

横浜市小児訪問看護備品整備補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました横浜市小児訪問看護備品整備補助金については、
次の理由により不交付とします。

理 由

担 当
連絡先

第 号

年 月 日

様

横 浜 市 長

印

横浜市小児訪問看護備品整備補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日に申請のありました横浜市小児訪問看護備品整備補助金について、次のとおり交付します。

1 訪問看護ステーション名

2 補助交付決定（確定）金額

_____ 円

3 交付方法

適法な請求書を受理した日から30日以内に支払います。

4 交付条件

- (1) この補助金は、小児訪問看護を行う訪問看護ステーション備品整備のために使用し、他の事業には流用しないでください。
- (2) 虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたときには、全部又は一部の返還を求めることがあります。
- (3) この補助金の使途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。

担 当
連絡先

年 月 日

横浜市長

所在地
法人名
代表者職・氏名

印

横浜市小児訪問看護備品整備補助金交付請求書

年 月 日 号により補助金確定通知を受けた横浜市小児訪問看護
備品整備補助金について、次のとおり請求します。

1 補助金請求額

_____ 円

2 口座情報

下記の口座に振り込んでください。

フリガナ	
口座名義	
振込先金融機関・支店名	
種目・口座番号	普通／当座 口座番号

（請求者と口座名義人が異なる場合のみ記名・押印してください）

上記口座にお振込みください

所在地
法人名
代表者職・氏名

印

3 留意事項

請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。

所属
担当者名
電話番号